

項目	現行	改訂
<p>第2編 総論 第1章 総則 2.1.5 要求性能 の分類 P.45</p>	<p>【省令】（用語の定義） 第一条 この省令において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 要求性能 技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。</p> <p>二 変動波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間（技術基準対象施設の設計に当たって、当該施設の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>三 偶発波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>四 レベル一地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設の設計供用期間との関係から当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>五 レベル二地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。</p> <p>六 耐震強化施設 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に定める大規模地震対策施設又は大規模な地震が発生した場合においてこれと同等の機能を有する必要がある施設であって、技術基準対象施設であるものをいう。</p>	<p>【省令】（用語の定義） 第一条 この省令において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 要求性能 技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。</p> <p>二 設計津波 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、当該施設の設計供用期間（技術基準対象施設の設計に当たって、当該施設の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>三 変動波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>四 偶発波浪 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。</p> <p>五 レベル一地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設の設計供用期間との関係から当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。</p> <p>六 レベル二地震動 技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。</p> <p>七 耐震強化施設 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に定める大規模地震対策施設又は大規模な地震が発生した場合においてこれと同等の機能を有する必要がある施設であって、技術基準対象施設であるものをいう。</p>
<p>第2編 総論 第1章 総則 2.1.5 要求性能 の分類 P.46</p>	<p>【解説】 ③安全性 安全性とは、人命の安全等を確保できる性能のことであり、作用に対して想定される施設の構造的な応答においては、ある程度の損傷が発生するものの施設の構造安定上において致命的な状態には至らず、人命の安全確保に重大な影響が生じない程度の損傷に留まることである。基準省令では、安全性の規定を、原則として「作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと」と表記している。</p>	<p>【解説】 ③安全性 安全性とは、人命の安全等を確保できる性能のことであり、作用に対して想定される施設の構造的な応答においては、ある程度の損傷が発生するものの施設の構造安定上において致命的な状態には至らず、人命の安全確保に重大な影響が生じない程度の損傷に留まることである。基準省令では、安全性の規定を、原則として「作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと」と表記している。</p> <p>なお、基準省令に規定される「設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであること」とは、設計津波を超える規模の強さを有する津波等の作用に対して、減災効果の発揮や被災直後から港内の静穏度を確保できるよう、可能な限り施設の安定性を保つことである。</p>

<p>第3編 作用及び材料強度条件編 第2章 気象・海象 5 津波 P.235</p>	<p>【告示】（津波） 第九条 津波については、既往の津波記録又は数値解析をもとに、津波高さ等を適切に設定するものとする。</p> <p>〔解説〕 (1) 津波の設定 津波の設定に当たっては、既往の津波災害時の記録又は想定される地震等による津波の初期条件を踏まえた数値解析モデル等に基づき適切に設定する。</p>	<p>【告示】（津波） 第九条 設計津波については、既往の津波記録又は数値解析をもとに、津波高さ等を適切に設定するものとする。</p> <p>〔解説〕 (1) 津波の設定 施設の性能照査に用いる設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波は、再現期間が数十年から百数十年の発生頻度の高い津浪の規模以上とし、当該施設の重要度に応じて適切に設定する。</p>
<p>第4編 施設編 第2章 技術基準対象施設に共通する事項 1 建造物の部材 P.481</p>	<p>【省令】（技術基準対象施設を構成する部材の要求性能） 第七条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>二 津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、津波、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>【告示】（技術基準対象施設を構成する部材） 第二十一条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し省令第七条第四項の告示で定める事項は、次条から第二十八条までに定めるとおりとする。</p> <p>第二十二条 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>二 津波から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が津波又はレベル地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>	<p>【省令】（技術基準対象施設を構成する部材の要求性能） 第七条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計津波、偶発波浪、レベル地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>二 設計津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、設計津波、レベル地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>【告示】（技術基準対象施設を構成する部材） 第二十一条 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し省令第七条第四項の告示で定める事項は、次条から第二十八条までに定めるとおりとする。</p> <p>第二十二条 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>二 設計津波から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が設計津波又はレベル地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>

第4編 施設編
第2章 技術基準
対象施設に共通
する事項
1 構造物の部材
P.482

別表－1 偶発対応施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7 2 1	22 1 1	安全性・修復性 偶発	L2地震動 (津波) (偶発波浪)	—	損傷	—

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

別表－2 津波対策施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7 2 2	22 1 2	修復性 偶発	津波 (L2地震動)	—	損傷	—

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

第4編 施設編
第4章 外郭施設
2 防波堤に共通
する事項
P.814

【省令】(防波堤の要求性能)
第十四条 防波堤の要求性能は、港湾内の水域の静穏を維持することにより、船舶の安全な航行、停泊又は係留、貨物の円滑な荷役及び港湾内の建築物、工作物その他の施設の保全を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 港湾内に侵入する波浪を低減することができるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 高潮又は津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能 高潮又は津波による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の要求性能 当該防波堤の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

三 当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能 構造形式に応じて、津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、津波から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該防波堤の機能の回復に影響

別表－1 偶発対応施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7 2 1	22 1 1	安全性・修復性 偶発	L2地震動 (設計津波) (偶発波浪)	—	損傷	—

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

別表－2 津波対策施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7 2 2	22 1 2	修復性 偶発	設計津波 (L2地震動)	—	損傷	—

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

【省令】(防波堤の要求性能)
第十四条 防波堤の要求性能は、港湾内の水域の静穏を維持することにより、船舶の安全な航行、停泊又は係留、貨物の円滑な荷役及び港湾内の建築物、工作物その他の施設の保全を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 港湾内に侵入する波浪を低減することができるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 高潮又は**設計津波**から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能 高潮又は**設計津波**による港湾内の水位の上昇及び流速を適切に抑制できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の要求性能 当該防波堤の利用者の安全を確保できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

三 当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能 構造形式に応じて、**設計津波**、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防波堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、**設計津波**から当該防波堤の背後地を防護する必要がある防波堤の要求性能にあつては、**設計津波**、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該防波堤の機能の

を及ぼさないこと。

【告示】（防波堤の性能規定）

第三十四条 防波堤に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 第三十一条第三号に規定する静穏度を満たすよう適切に配置され、かつ、許容される伝達波高以下となる所要の諸元を有すること。
- 二 消波構造を有する防波堤にあつては、所要の消波機能を発揮できる諸元を有すること。
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 高潮から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 高潮による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
 - 二 津波から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 津波による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
 - 三 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の性能規定 当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有すること。
 - 四 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の性能規定 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

回復に影響を及ぼさないこと。

3 前二項に規定するもののほか、当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能にあつては、構造形式に応じて、当該防波堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

【告示】（防波堤の性能規定）

第三十四条 防波堤に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 第三十一条第三号に規定する静穏度を満たすよう適切に配置され、かつ、許容される伝達波高以下となる所要の諸元を有すること。
- 二 消波構造を有する防波堤にあつては、所要の消波機能を発揮できる諸元を有すること。
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 高潮から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 高潮による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
 - 二 設計津波から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 設計津波による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
 - 三 不特定かつ多数の者の利用に供する防波堤の性能規定 当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有すること。
 - 四 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の性能規定 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

第4編 施設編
第4章 外郭施設
2 防波堤に共通する事項
P.815～816

二) 偶発対応施設の防波堤
偶発対応施設の防波堤に共通する性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－15のとおりである。別表－15で照査項目を損傷としているのは、構造形式に応じて照査項目が異なることを考慮して、包括的に示したものである。偶発対応施設の防波堤の性能照査に当たっては、レベル二地震動、津波、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該防波堤の構造形式に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

別表－15 偶発対応施設の防波堤に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
14 2 3	34 2 4	安全性 偶発	L2地震動	自重、水圧	損傷	-
			津波	自重、水圧、水の流れ	損傷	-
			偶発波浪	自重、水圧	損傷	-

二) 偶発対応施設の防波堤
a) 偶発対応施設の防波堤に共通する性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－15のとおりである。別表－15で照査項目を損傷としているのは、構造形式に応じて照査項目が異なることを考慮して、包括的に示したものである。偶発対応施設の防波堤の性能照査に当たっては、レベル二地震動、設計津波、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該防波堤の構造形式に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

別表－15 偶発対応施設の防波堤に共通する性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
14 2 3	34 2 4	安全性 偶発	L2地震動	自重、水圧	損傷	-
			設計津波	自重、水圧、水の流れ	損傷	-
			偶発波浪	自重、水圧	損傷	-

ホ) 偶発対応施設の津波防波堤

偶発対応施設の津波防波堤の性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－16のとおりである。偶発対応施設の津波防波堤の性能照査に当たっては、レベルⅡ地震動、津波、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該津波防波堤の構造形式に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

なお、偶発対応施設の防波堤に共通する偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條（技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定）に関する設定が適用される。

別表－16 偶発対応施設の津波防波堤の性能規定及び設計状態
（偶発状態に限る）に関する設定

省令			告示			要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
条	項	号	条	項	号		状態	主たる作用		
14	2	3	34	2	4	偶発 修復性	L2地震動	自重、水圧	堤体の変形	残留変形量の限界値
							津波	自重、水圧、水の流れ		
						安全性	偶発波浪	自重、水圧	堤体の滑動・転倒、基礎地盤の支持力	滑動に関する限界値 転倒に関する限界値 支持力に関する限界値

b) 偶発対応施設の防波堤にあつては、それを設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波等の作用を受けた場合であっても、減災効果の発揮や被災直後から港内の静穏度を確保できるよう、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫を施すこと（基準省令第十四條第三項）。

ホ) 偶発対応施設の津波防波堤

a) 偶発対応施設の津波防波堤の性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－16のとおりである。偶発対応施設の津波防波堤の性能照査に当たっては、レベルⅡ地震動、**設計津波**、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該津波防波堤の構造形式に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

なお、偶発対応施設の防波堤に共通する偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條（技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定）に関する設定が適用される。

別表－16 偶発対応施設の津波防波堤の性能規定及び設計状態
（偶発状態に限る）に関する設定

省令			告示			要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
条	項	号	条	項	号		状態	主たる作用		
14	2	3	34	2	4	修復性	L2地震動	自重、水圧	堤体の変形	残留変形量の限界値
							設計津波	自重、水圧、水の流れ		
						安全性	偶発波浪	自重、水圧	堤体の滑動・転倒、基礎地盤の支持力	滑動に関する限界値 転倒に関する限界値 支持力に関する限界値

b) 偶発対応施設の津波防波堤にあつては、それを設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波等の作用を受けた場合であっても、減災効果の発揮や被災直後から港内の静穏度を確保できるよう、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫を施すこと（基準省令第十四條第三項）。

<p>第4編 施設編 第4章 外郭施設 9 防潮堤 P.897</p>	<p>【省令】（防潮堤の要求性能） 第十六条 防潮堤の要求性能は、その背後地の防護を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 波浪及び高潮から当該防潮堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 自重、土圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防潮堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあつては、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 津波又は偶発波浪から当該防潮堤の背後地を防護する必要がある防潮堤の要求性能にあつては、津波又は偶発波浪から当該防潮堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防潮堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該防潮堤が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある防潮堤の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該防潮堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>【告示】（防潮堤の性能規定） 第三十九条 第四十九条から第五十二条までの構造の安定に係る規定（船舶の牽引及び接岸に関する規定を除く。）は、構造形式に応じて、防潮堤の性能規定について準用する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、防潮堤の性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、越波を制御できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が水圧である変動状態に対して、地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>三 パラペットを有する構造の場合にあつては、主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、パラペットの滑動及び転倒の生じる危険性が限界値以下であること。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある防潮堤にあつては、津波又は偶発波浪から背後地を防護するための所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>	<p>【省令】（防潮堤の要求性能） 第十六条 防潮堤の要求性能は、その背後地の防護を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 波浪及び高潮から当該防潮堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 自重、土圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該防潮堤の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあつては、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計津波又は偶発波浪から当該防潮堤の背後地を防護する必要がある防潮堤の要求性能にあつては、設計津波又は偶発波浪から当該防潮堤の背後地を防護できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 設計津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該防潮堤の機能が損なわれた場合であっても、当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該防潮堤が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある防潮堤の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該防潮堤の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあつては、構造形式に応じて、当該防潮堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。</p> <p>【告示】（防潮堤の性能規定） 第三十九条 第四十九条から第五十二条までの構造の安定に係る規定（船舶の牽引及び接岸に関する規定を除く。）は、構造形式に応じて、防潮堤の性能規定について準用する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、防潮堤の性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、越波を制御できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が水圧である変動状態に対して、地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>三 パラペットを有する構造の場合にあつては、主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、パラペットの滑動及び転倒の生じる危険性が限界値以下であること。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある防潮堤にあつては、設計津波又は偶発波浪から背後地を防護するための所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>
---	--	---

第4編 施設編
第4章 外郭施設
9 防潮堤
P.898

②偶発対応施設の防潮堤

イ) 施設の安定性 (安全性・修復性)

a) 偶発対応施設の防潮堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定は、別表-22のとおりである。偶発対応施設の防潮堤の性能照査に当たっては、レベルII地震動、津波、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該防潮堤の構造形式及び当該防潮堤に求められる要求性能に応じて適切に設定する。

別表-22における要求性能の安全性・修復性とは、当該偶発対応施設の防潮堤に求められる機能に応じて要求性能が異なることに対応する。

偶発対応施設の防潮堤の偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條 (技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定) に関する設定が適用される。

別表-22 偶発対応施設の防潮堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			状態	主たる作用 従たる作用		
16 2 2	39 3 2	安全性・修復性	偶発	L2地震動 (津波) (偶発波浪)	自重、土圧、水圧 損傷	-

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

b) 損傷の程度

偶発対応施設の防潮堤の性能照査における、主たる作用がレベルII地震動、津波及び偶発波浪の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該防潮堤の機能のみならず、周辺の外郭施設及びその他の背後地を防護するための施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防災面でのソフト対策等を総合的に考慮する。要求性能が修復性である偶発防潮堤にあつては、損傷の程度の限界値の設定に当たって、許容される修復期間を適切に考慮すること。

c) 主たる作用が津波の偶発状態

津波に関する性能照査に当たっては、想定する津波が対象施設の近傍を震源とする地震により発生する場合において、当該施設が、津波の作用を受ける前に、当該地震による地震動の作用を受けることを適切に考慮すること。すなわち、主たる作用が津波の偶発状態の場合には、津波に先行する地震動の作用による影響を考慮した上で、津波に関する性能照査を行う必要がある。なお、この場合に想定される津波に先行する地震動は、必ずしもレベルII地震動と同一ではない。

②偶発対応施設の防潮堤

イ) 施設の安定性 (安全性・修復性)

a) 偶発対応施設の防潮堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定は、別表-22のとおりである。偶発対応施設の防潮堤の性能照査に当たっては、レベルII地震動、**設計津波**、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態に関する設定のうち、当該防潮堤の構造形式及び当該防潮堤に求められる要求性能に応じて適切に設定する。

別表-22における要求性能の安全性・修復性とは、当該偶発対応施設の防潮堤に求められる機能に応じて要求性能が異なることに対応する。

偶発対応施設の防潮堤の偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條 (技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定) に関する設定が適用される。

別表-22 偶発対応施設の防潮堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			状態	主たる作用 従たる作用		
16 2 2	39 3 2	安全性・修復性	偶発	L2地震動 (設計津波) (偶発波浪)	自重、土圧、水圧 損傷	-

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

b) 損傷の程度

偶発対応施設の防潮堤の性能照査における、主たる作用がレベルII地震動、**設計津波**及び偶発波浪の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該防潮堤の機能のみならず、**周辺の背後地**を防護するための施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防災面でのソフト対策等を総合的に考慮する。要求性能が修復性である偶発**対応施設**の防潮堤にあつては、損傷の程度の限界値の設定に当たって、許容される修復期間を適切に考慮すること。

c) 主たる作用が**設計津波である場合**

設計津波に関する性能照査に当たっては、想定する**設計津波**が対象施設の近傍を震源とする地震により発生する場合において、当該施設が、**設計津波**の作用を受ける前に、当該地震による地震動の作用を受けることを適切に考慮すること。すなわち、主たる作用が**設計津波**の偶発状態の場合には、**設計津波**に先行する地震動の作用による影響を考慮した上で、**設計津波**に関する性能照査を行う必要がある。なお、この場合に想定される**設計津波**に先行する地震動は、必ずしもレベルII地震動と同一ではない。

d) 偶発対応施設の防潮堤にあつては、それを設置する地点において**設計津波を超える規模の強さを有する津波等の作用を受けた場合であっても、減災効果を発揮するため、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫を施すこと (基準省令第十六条第三項)。**

第4編 施設編
第4章 外郭施設
11 水門
P.902

【省令】(水門の要求性能)

第十八条 水門の要求性能は、その背後地の防護及び不要な内水の排除を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

一 高潮による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

【省令】(水門の要求性能)

第十八条 水門の要求性能は、その背後地の防護及び不要な内水の排除を図るものとして、次の各号に定めるものとする。

一 高潮による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

	<p>二 当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>三 自重、水圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 津波又は偶発波浪から当該水門の背後地を防護する必要がある水門の要求性能にあつては、津波又は偶発波浪による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能が損なわれた場合であっても、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該水門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある水門の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該水門の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>【告示】（水門の性能規定）</p> <p>第四十一条 水門の性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、背後の土地の保全及び不要な内水の排除が行えるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>二 高潮、波浪及び津波を考慮した所要の諸元を有すること。</p> <p>三 主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>四 主たる作用が水圧である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>ロ 地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>五 主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>ロ 水門システムの安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある水門にあつては、越流を制御するための所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>	<p>二 当該水門の背後地の防護及び不要な内水の排除が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>三 自重、水圧、変動波浪、レベルー地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計津波又は偶発波浪から当該水門の背後地を防護する必要がある水門の要求性能にあつては、設計津波又は偶発波浪による越流を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。</p> <p>二 設計津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該水門の機能が損なわれた場合であっても、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該水門が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある水門の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該水門の機能の回復に影響を及ぼさないこと。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあつては、構造形式に応じて、当該水門を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が、当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。</p> <p>【告示】（水門の性能規定）</p> <p>第四十一条 水門の性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設が置かれる自然状況等に応じて、背後の土地の保全及び不要な内水の排除が行えるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>二 高潮、波浪及び設計津波を考慮した所要の諸元を有すること。</p> <p>三 主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>四 主たる作用が水圧である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>ロ 地盤の浸透破壊により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>五 主たる作用が変動波浪及びレベルー地震動である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>ロ 水門システムの安定性を損なう危険性が限界値以下であること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある水門にあつては、越流を制御するための所要の諸元を有すること。</p> <p>二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p>
<p>第4編 施設編 第4章 外郭施設 11 水門</p>	<p>②偶発対応施設の水門 イ) 施設の安定性（安全性・修復性） 偶発対応施設の水門の性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－24</p>	<p>②偶発対応施設の水門 イ) 施設の安定性（安全性・修復性） a) 偶発対応施設の水門の性能規定及び設計状態（偶発状態に限る）に関する設定は、別表－24</p>

P.903

のとおりである。偶発対応施設の水門の性能照査に当たっては、レベル二地震動、津波、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態の設定のうち、当該水門の構造形式及び当該水門に求められる機能に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

別表－２４で要求性能の安全性・修復性は、当該偶発対応施設の水門に求められる機能に応じて、要求性能が異なる。また、別表－２４で照査項目を損傷としているのは、構造形式に応じて照査項目が異なるため、包括的に示したためである。

なお、偶発対応施設の水門の偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條（技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定）に関する設定が適用される。

別表－２４ 偶発対応施設の水門の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
18 2 2	41 2 2	安全性・修復性 偶発	L2地震動 (津波) (偶発波浪)	自重、水圧	損傷	-

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

のとおりである。偶発対応施設の水門の性能照査に当たっては、レベル二地震動、**設計津波**、偶発波浪の偶発状態に関する性能規定及び設計状態の設定のうち、当該水門の構造形式及び当該水門に求められる機能に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定すること。

別表－２４で要求性能の安全性・修復性は、当該偶発対応施設の水門に求められる機能に応じて、要求性能が異なる。また、別表－２４で照査項目を損傷としているのは、構造形式に応じて照査項目が異なるため、包括的に示したためである。

なお、偶発対応施設の水門の偶発状態に関する性能規定としては、この規定以外に、必要に応じて、基準告示第二十二條（技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定）に関する設定が適用される。

別表－２４ 偶発対応施設の水門の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
18 2 2	41 2 2	安全性・修復性 偶発	L2地震動 (設計津波) (偶発波浪)	自重、水圧	損傷	-

()は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

b) 偶発対応施設の水門にあつては、それを設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波等の作用を受けた場合であっても、減災効果を発揮するため、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫を施すこと（基準省令第十八条第三項）。

第4編 施設編
第4章 外郭施設
12 閘門
P.906

【省令】（閘門の要求性能）
第十九条 閘門の要求性能は、船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を図るものとして、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。
2 前条第一項第一号及び第三号並びに第二項の規定は、閘門の要求性能について準用する。

【省令】（閘門の要求性能）
第十九条 閘門の要求性能は、船舶が水位の異なる水域間において安全かつ円滑な航行を図るものとして、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。
2 **前条（第一項第二号を除く。）**の規定は、閘門の要求性能について準用する。

第4編 施設編
第5章 係留施設
3 係船浮標
P.1093

【省令】（係船浮標の要求性能）
第二十七条 係船浮標の要求性能は、次の各号に定めるものとする。
一 船舶の安全な係留が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
二 変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
2 前項に規定するもののほか、当該係船浮標の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の要求性能にあつては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能が損なわれた場合であっても、当該係船浮標の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

【告示】（係船浮標の性能規定）
第五十三条 係留浮標の性能規定は、次の各号に定めるものとする。
一 利用状況に応じた所要のブイの乾舷を有すること。
二 係留船舶の振回りが、許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。
三 主たる作用が変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこ

【省令】（係船浮標の要求性能）
第二十七条 係船浮標の要求性能は、次の各号に定めるものとする。
一 船舶の安全な係留が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。
二 変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
2 前項に規定するもののほか、当該係船浮標の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の要求性能にあつては、**設計津波**、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該係船浮標の機能が損なわれた場合であっても、当該係船浮標の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

【告示】（係船浮標の性能規定）
第五十三条 係留浮標の性能規定は、次の各号に定めるものとする。
一 利用状況に応じた所要のブイの乾舷を有すること。
二 係留船舶の振回りが、許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。
三 主たる作用が変動波浪、水の流れ及び船舶の牽引である変動状態に対して、次の基準を満たすこ

と。

イ 浮体鎖、地鎖及び沈錘鎖の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 係留アンカー等に働く引張力により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の性能規定にあつては、主たる作用が津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

と。

イ 浮体鎖、地鎖及び沈錘鎖の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 係留アンカー等に働く引張力により安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の性能規定にあつては、主たる作用が**設計津波**又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

別表－４３ 偶発対応施設の係船浮標の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令		告示		要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標		
条	項	号	条		項	号			状態	主たる作用
27	2	-	53	2	-	偶発	津波	自重、水圧、水の流れ	係留系の安定性	-
						偶発	偶発波浪			

別表－４３ 偶発対応施設の係船浮標の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令		告示		要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標		
条	項	号	条		項	号			状態	主たる作用
27	2	-	53	2	-	偶発	設計津波	自重、水圧、水の流れ	係留系の安定性	-
						偶発	偶発波浪			

【省令】(浮棧橋の要求性能)

第三十条 浮棧橋の要求性能は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該浮棧橋の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の要求性能にあつては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

【告示】(浮棧橋の性能規定)

第五十六条 第四十八条第一項(第二号を除く。)の規定は、浮棧橋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、浮棧橋の性能規定は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

三 対象船舶の諸元及び浮棧橋の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。

四 主たる作用が変動波浪、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の性能規定にあつては、主たる作用が津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 第六十四条及び第九十一条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

【省令】(浮棧橋の要求性能)

第三十条 浮棧橋の要求性能は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二 自重、変動波浪、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該浮棧橋の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の要求性能にあつては、**設計津波**、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

【告示】(浮棧橋の性能規定)

第五十六条 第四十八条第一項(第二号を除く。)の規定は、浮棧橋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、浮棧橋の性能規定は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

三 対象船舶の諸元及び浮棧橋の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。

四 主たる作用が変動波浪、レベル地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の性能規定にあつては、主たる作用が**設計津波**又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 第六十四条及び第九十一条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

別表－５２ 偶発対応施設の浮棧橋の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令		告示		要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標		
条	項	号	条		項	号			状態	主たる作用
30	2	-	56	3	-	偶発	津波	自重、風、水圧、水の流れ	係留索の降伏	設計降伏応力度
						偶発	偶発波浪		係留アンカー等の安定性	係留アンカー等の抵抗力(水平、鉛直)

別表－５２ 偶発対応施設の浮棧橋の性能規定及び設計状態
(偶発状態に限る)に関する設定

省令		告示		要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標		
条	項	号	条		項	号			状態	主たる作用
30	2	-	56	3	-	偶発	設計津波	自重、風、水圧、水の流れ	係留索の降伏	設計降伏応力度
						偶発	偶発波浪		係留アンカー等の安定性	係留アンカー等の抵抗力(水平、鉛直)

	<p>ロ) 偶発対応施設の浮棧橋に求められる機能</p> <p>主たる作用が津波及び偶発波浪の偶発状態に対する係留アンカー等の安定性の照査に当たっては、津波又は偶発波浪によって浮体構造物が漂流して周辺に重大な影響を及ぼさないように配慮する。</p>	<p>ロ) 偶発対応施設の浮棧橋に求められる機能</p> <p>主たる作用が設計津波及び偶発波浪の偶発状態に対する係留アンカー等の安定性の照査に当たっては、設計津波又は偶発波浪によって浮体構造物が漂流して周辺に重大な影響を及ぼさないように配慮する。</p>
<p>第4編 施設編 第10章 その他の港湾施設 2 廃棄物埋立護岸 P.1369</p>	<p>【告示】（廃棄物埋立護岸の性能規定）</p> <p>第九十三条 第三十九条の規定は、廃棄物埋立護岸の性能規定について準用する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、廃棄物埋立護岸の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、波浪、高潮、津波等により埋立地内の廃棄物等が場外に流出しないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。</p>	<p>【告示】（廃棄物埋立護岸の性能規定）</p> <p>第九十三条 第三十九条の規定は、廃棄物埋立護岸の性能規定について準用する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、廃棄物埋立護岸の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、波浪、高潮、設計津波等により埋立地内の廃棄物等が場外に流出しないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。</p>